



## 年末調整と住民税の非課税

今年も年末調整の時期がやってきました。年末恒例の行事という事で、皆さん例年通りに扶養控除等申告書に必要事項を記載されたのではないのでしょうか。そんな中、申告書の一番下の「住民税に関する事項」に疑問を持った方はいないのでしょうか。

「所得控除から手当へ」の観点から、子ども手当の導入により16歳未満の方は控除対象扶養親族にならなくなった事はご存じの方も多いと思います。これは所得税（H23～）・住民税（H24～）共通の規定となっています。それではなぜ、扶養控除等申告書に16歳未満の扶養親族を記載する必要があるのでしょうか。答えは、住民税の非課税限度額の算定と関係があります。住民税は前年の合計所得金額が下記の算式で算定した金額以下の場合には非課税となります。

### 【所得割・均等割とも非課税】

$$350,000 \text{ 円以内で市町村の条例で定める額} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) \\ + 210,000 \text{ 円以内で市町村の条例で定める額}$$

### 【所得割のみ非課税】

$$350,000 \text{ 円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 320,000 \text{ 円}$$

は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみに加算します

ここで問題となるのが、**扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も非課税額の算定では人数に加える**という事です。その為に扶養控除等申告書にも記載する必要があるのです。

さて、共働き世帯では、一般的に夫の所得は上記の非課税限度額以上になる事が殆どです。結果、16歳未満の扶養親族がいても税額には影響しません。しかし、パートで働いている妻の場合はどうでしょう。16歳未満の扶養親族がいると非課税限度額が上がり、非課税となる可能性が出てきます。このようなケースでは子供を妻の扶養親族として申告することで、世帯全体の税金が減少する事になるのです。ちなみに**共働きの場合、夫婦どちらが子供を扶養するかは自由**です。

**注意**

ただし注意が必要です。確かに税金は安くなりますが、**夫の給料に扶養手当がある場合は手当が無くなったり、子供の保育園料が増加したり等、思わぬ所で負担が増えるケース**があります。トータル的に考えてどの方法がよいのかを考える事が重要になります。

